

秘密保持契約書

_____（以下「甲」と言う。）と ICHIOSHI THAI BEAUTY CO.,LTD.（以下「乙」と言う。）とは、乙の提供するアテンド全業務に関し、相互に開示する事柄の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（秘密情報）

第1条 本契約において秘密情報とは、甲又は乙の保持する情報、サービス情報等を含み、本件業務のために開示当事者から受領当事者に書面、電子又は口頭により開示される全ての情報を、開示当事者が秘密を保持すべきものと指定したものを言う。

（秘密保持義務）

第2条 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、本契約の内容、および秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

（秘密保持の管理）

第3条 甲および乙は、本契約の趣旨に則り、秘密情報を最善の注意を払い義務をもって管理する。受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を本件業務の目的にのみ使用するものとし、開示当事者の承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。

（開示当事者による監督）

第4条 開示当事者は、受領当事者に対し、必要に応じて秘密情報の管理状況に関する報告等を求めることができる。

（権利）

第5条 秘密情報に係る権利は、秘密情報が無体物又は有体物であるかにかかわらず、全て開示当事者が責任を負う。

（損害賠償）

第6条 受領当事者は、秘密情報の漏洩等の事件が生じた場合には、速やかに開示当事者に対しこれを報告し、受領当事者は本契約に定める事項に違反したことにより、開示当事者が損害を被った場合、受領当事者は開示当事者が被った損害を賠償するものとする。

(期間)

第8条 本契約の有効期間は、本件業務の履行が終了するまでとするが、本契約の終了後も有効に存続の権利を有する。

(その他)

第9条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲および乙は互いに誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名